

免許を要しない無線局の分類と主な用途等

(施行規則・第6条第1項第1号)

(電波法・第4条第1号)
(施行規則・第6条第1項)

発射する電波が著しく微弱な無線局

3mの距離における電界強度規定

(施行規則・第6条第1項第2号)

500mの距離における電界強度並びに電波型式及び周波数規定

(施行規則・第6条第1項第3号)

測定用小型発振器

「ラジコン用発振器用」及び「ラジオマイク用」

(昭和32年郵政省告示第708号)

船舶に設置した無線方位測定機の校正曲線作成用小型発振器

(昭和26年電波監理委員会告示第486号)

(電波法・第4条第2号)
(施行規則・第6条第3項)

市民ラジオの無線局

(施行規則・第6条第4項第1号)

①コードレス電話の無線局

(施行規則・第6条第4項第3号)

③小電力セキュリティシステムの無線局

(施行規則・第6条第4項第4号)

④小電力データ通信システムの無線局

(施行規則・第6条第4項第5号)

⑤デジタルコードレス電話の無線局

(施行規則・第6条第4項第6号)

⑥PHSの陸上移動局

(施行規則・第6条第4項第7号)

⑦狭域通信システムの陸上移動局及び狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局

(施行規則・第6条第4項第8号)

⑧5GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局(空中線電力が10mW以下)

(施行規則・第6条第4項第9号)

⑨超広帯域無線システムの無線局

(施行規則・第6条第4項第10号)

⑩700MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局

(電波法・第4条第4号)
(電波法・第27条の18第1項)

登録局

(施行規則・第16条)

- PHSの無線局の基地局・リピーター(空中線電力が10mW以下)
- 920MHz帯 / 2.4GHz帯 構内無線局
- 5GHz帯無線アクセスシステムの基地局、陸上移動中継局、陸上移動局(空中線電力が250mW以下)
- 350MHz帯 / 920MHz帯 簡易無線局

(施行規則・第6条第4項第2号)

② 特定小電力無線局

A テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用

B 医療用テレメーター用

C 体内植込型医療用データ伝送用及び体内植込型医療用遠隔計測用

D 国際輸送用データ伝送用

E 無線呼出用

F ラジオマイク用

G 補聴援助用ラジオマイク用

H 無線電話用(ラジオマイクに使用するものを除く。)

I 音声アシスト用無線電話用

J 移動体識別用

K ミリ波レーダー用

M 移動体検知センサー用

N 動物検知通報システム用

(平成元年郵政省告示第42号)

システム	主な用途(例)	周波数帯
①コードレス	家庭用電話	250M,380M
② 特定小電力無線局		
A テレメ、テレコン、データ	キーレスエントリー、タイヤ空気圧モニタ、遠隔操縦、工業用監視計測	315M,400M,920M,1200M
B 医療用	心電図、脳波の伝送	400M
C 体内植込型	ペースメーカのデータ伝送	400M
D 国際輸送	国際物流アクティブタグ	400M
E 無線呼出	ナースコール、作業員呼出	400M
F ラジオマイク	劇場の場内音響、取材マイク、会議室マイク	75M,320M,800M
G 補聴援助	難聴学級、劇場の補聴	75M,170M
H 無線電話	飲食店、ゴルフ場、建設現場の連絡	400M
I 音声アシスト	視覚障害支援、博物館案内	75M
J 移動体識別	コンテナ仕分け、入退室管理	920M,2.4G
K ミリ波レーダー	自動車衝突防止、踏切監視	60G,76G
M 移動体検知	人体動静検出、エアコン制御	10G,24G
N 動物検知	野生動物の生態調査、ドッグマーカー	150M
③セキュリティ	ガス漏れ通報、防犯通報	400M
④データ通信	無線LAN、画像伝送	2.4G,5G,25G,60G
⑤デジコードレス	オフィス用電話	1.9G
⑥PHS端末	PHS	1.9G
⑦狭域(DSRC)	ETC、駐車場入退出管理	5.8G
⑧5Gアクセス	無線アクセス	5G
⑨超広(UWB)	ファイル転送、画像伝送	3-5G,7-10G
⑩700MHz帯 ITS	車車間通信	700M